

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>育児休業の終了後3月以上の期間を経過した職員が育児休業をすることができることとする等のため、「職員の育児休業等に関する条例」について次の改正を行う。</p> <p>1 再度の育児休業をすることができる特別な事情</p> <p>職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上の期間を経過した場合に、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、再度の育児休業を行うことができることとする。</p> <p>2 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情</p> <p>育児休業と同様に、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3月以上の期間を経過した場合に、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務を行うことができることとする。</p>	
施行日	平成22年6月30日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	